

．英国

1．2005-2007 年の PRTR 制度変更の提案

イングランド・ウェールズ環境庁、スコットランド環境保護庁、北アイルランド環境・遺産サービスは、2005 年 3 月～7 月にかけて、共同で「2005-2007 年の PRTR 制度変更の提案」⁹を公表し、一般意見を求めた。提案では、主に対象物質の拡大、しきい値の選択方法の変更について、以下のように述べられている。

なお、2005 年排出データは、昨年度と同じ報告要件のもと、2006 年 2 月末までに報告することとなっており、2006 年 3 月時点では、本提案に対する結果はまだ公表されていない。

(1) 対象物質

この対象物質のリストの変更は、主として国際的な新たな報告要件 (UNECE の PRTR 議定書、欧州 PRTR 規則案) や、環境庁の揮発性有機化合物の分類方法の改訂によるものである。

提案では対象物質を見直し、PI 制度の物質数を表 1 の通り変更することとしている。

表 1：対象物質数の変更案

| 環境媒体 | 物 質 数 | | | 合 計 |
|--------|-------|-------|-----|-------|
| | 現 在 | 追 加 | 削 除 | |
| 空気 | 129 | 46 | 21 | 154 |
| 水 / 下水 | 77 | 31 | 4 | 104 |
| 土壌 | 0 | 0-104 | N/A | 0-104 |

表 2 および表 3 (次ページ) は、この変更について大気・水別に対象物質見直しの要因となった法令別の物質数を示したものである。

⁹ Consultation on proposed changes to the UK Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs) for 2005 to 2007

表 2：対象物質選択の要因および物質総数（大気）

| 要 因 | 以前のスクリーニング 各要因における物質数 | 今回のスクリーニング 各要因における物質数 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 1.欧州環境汚染物質排出登録 (EPER) | 42 | 42 |
| 2.オース条約 PRTR 議定書 | 62 | 62 |
| 3.欧州 PRTR 規則案 | 64 | 63 |
| 4.英国大気質戦略 (NAQS) | 8 | 7 |
| 5.国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 京都議定書 | 6 | 6 |
| 6.UNECE 長距離越境大気汚染 条約 (LRTAP) | 23 | 23 |
| 7.UNEP モントリオール議定書 | 7 | 7 |
| 8.環境庁の見直しにより定義さ れた VOC* | 160 | 104 |
| 9.既存化学物質規則 (ESR) の うち英国において潜在的リス クを有するもの | 15 | 15 |
| 10.IPPC 附属書 の重金属 | 14 | 14 |
| 11.環境庁が懸念する物質** | 3 | 3 |

注) 国際的要求事項は太字で表記。

*VOC の要因は、2001 年の見直し時に用いられたが、選定基準や物質がその後見直されたため、物質リス
トは異なる。

**付け加えられた物質は、環境庁の専門家により、地球環境に対し懸念となる、または法令遵守の観点か
ら重要な物質であると提言された物質。

表 3：対象物質選択の要因および物質総数（水）

| 要 因 | 以前のスクリーニング 各要因における物質数 | 今回のスクリーニング 各要因における物質数 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 1.欧州環境汚染物質排出登録 (EPER) | 31 | 31 |
| 2.オース条約 | 62 | 62 |
| 3.欧州 PRTR 規則案 | 72 | 72 |
| 4.英国地表水規則 | 48 | 35 |
| 5.水環境枠組指令 (WFD) 優先 物質 | 33 | 33 |
| 6.オスロ・パリ委員会 率先活動 を要する化学物質 (カテゴリー A) | 32 | 23 |
| 7. 既存化学物質規則 (ESR) * のうち英国において潜在的リス クを有するもの | 19 | 19 |
| 8.環境庁モニタリングデータ | 17 | 17 |
| 9.環境庁が懸念する物質** | 2 | 2 |
| 10.オスロ・パリ条約 水産養殖 で用いられた薬 | 4 | 4 |

注) 国際的要求事項は太字で表記。

*793/93/EEC に基づく環境や人間の健康に対する化学物質のリスクを同定する欧州プログラム。

**付け加えられた物質は、環境庁の専門家により、地球環境に対し懸念となる物質と提言された物質。

(2) しきい値

現行の PI 制度では、しきい値はサイトから排出される物質をベースに、排出量の 95% が報告されるように設定されている。今回の見直しの目的は、実行性と科学的根拠という観点から、しきい値の設定について、現行の PI 制度を改善するような代替的なアプローチがあるかどうかを見極めることである。見直しに当たっては、EPER や UNECE の PRTR 議定書などの PI に重大な影響を与える PRTR 制度と、アメリカ、カナダ、オーストラリアの十分に確立された PRTR 制度が参考にされた。

現行しきい値の見直しの際の検討事項

- ・ PI 排出量データに関して、排出量の 95% を把握するという目的達成の観点からしきい値の有効性を判断。
- ・ 例えば、UNECE の PRTR 議定書のような、前回の見直し以降にあった全ての変更を特定する法定要件。

新しい物質のしきい値設定の際の検討事項

- ・ 法定要求事項に含まれる物質については、その法定しきい値¹⁰。
- ・ 他の排出データベースからの使用と排出に関する情報（例えば、アメリカの TRI）
- ・ 排出規模を示す他のデータベースからの情報
- ・ 特定物質に関して、入手可能なデータが限られている、もしくは、データがない場合、PI に掲載されている類似の物質。

前回と今回のアプローチの違い

大気の標準しきい値を、これまでの 100kg から 10kg まで引き下げた。前回の見直しではしきい値を半減させたものの、把握した排出源の範囲に大幅な増加が見られなかったため、効果的ではないことが判明したことによる。

結果

- 報告しきい値の範囲を合理化
現在、様々なしきい値が設定されているが、大部分は 1 つのしきい値が 1 つか 2 つの物質にしか適用されていない。しきい値の大半は近い値であるので、段階的にしきい値の設定範囲を狭くし、報告も評価も簡素化していくことを提案する。
- 水への排出に関する最低しきい値
排出量の 95% を捉えられなかったとしても、水への排出に関して、最低しきい値として 0.0005kg を維持することを決定した。

¹⁰ 既存の物質および新しい物質に関して、法定しきい値は最大値として考えられる。得られた情報によっては、この法定しきい値は引き下げられる可能性がある。

- しきい値に関する決定の分類
A-Hの8つに分類した。(表4)

表4：報告しきい値導出の決定に関する分類および関連コード

| コード | 状 況 | 結 果 |
|-----|---|---|
| A | 排出量の大部分を把握するという目的に照らし合わせて、排出量データが重大な排出を示している場合。 | しきい値に変化なし |
| B | 報告しきい値に関して、変更を支持するのに十分でない場合。 | しきい値に変化なし |
| C | 法定の目的から、報告しきい値を下げる必要があるとされている場合。 | しきい値を下げた |
| D | 排出量データが、報告しきい値が下げられるべきであることを示している場合(10分の1に引き下げ)。 | しきい値を下げた |
| E | 排出量データが、報告しきい値が下げられるべきであることを示している場合。しきい値を下げることによって、報告しきい値の合理化につながる場合。 | しきい値を下げた |
| F | 新しい物質の場合 - 法定しきい値に基づく。 | 法定しきい値を使用 |
| G | 新しい物質の場合 - 以前の排出量データ、類似の他の物質などの利用可能なデータに基づく。 | 利用可能なデータを基にしきい値を決定 |
| H | 新しい物質の場合 - デフォルト値を使用。 | デフォルト値を使用 - 10kg (大気) - 0.1kg ~ 1kg (水) |